

平成28年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第88号

松伏町税条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の創設及び軽自動車税に係るグリーン化特例の延長等をするとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の町民税の所得割又は法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。（第19条、第43条、第48条及び第50条関係）

イ 平成30年度から平成34年度までに限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（上限8万8千円）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設ける。（附則第6条関係）

ウ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対する平成29年度分の軽自動車税について、次の特例措置を講ずる。（附則第16条関係）

(ア) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減

(イ) 次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減

a 乗用の軽自動車のうち、基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの

b 貨物用の軽自動車のうち、基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上のもの

(ウ) 次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね100分の25を軽減

a 乗用の軽自動車のうち、基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上のもの

b 貨物用の軽自動車のうち、基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上のもの

(2) 松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

ア 所得割の納税義務者が支払を受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等については、他の所得と区分し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

イ 特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。

ウ ア及びイは、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等に係る個人の町民税又は国民健康保険税について適用する。

(3) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第3条)

松伏町税条例の一部改正に伴う規定の整備

(4) 松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正 (第4条)

町たばこ税に関する経過措置に係る規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年1月1日。ただし、2(2)については公布の日、2(1)ウ、(3)及び(4)並びに3(3)については同年4月1日、2(1)イ及び3(2)イについては平成30年1月1日

(2) 町民税に関する経過措置

ア 2(1)アは、平成29年1月1日以後に納期限が到来する個人の町民税の所得割又は法人の町民税に係る延滞金について適用する。

イ 2(1)イは、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

2(1)ウは、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第89号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条)

ア 平成28年12月期に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

	改定前	改定後
職員	0.8月	0.9月
再任用職員	0.375月	0.425月

イ 行政職給料表の給料月額の改定 (別表)

平均引上額	663円
平均改定率	0.2%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条)

ア 扶養手当の額を次のとおり改定する。

	改定前	改定後
配偶者	13,000円	6,500円
子	6,500円	10,000円

職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当の額は、改定前は11,000円としていたが、改定後は子の場合は10,000円、父母等の場合は6,500円とする。

イ 平成29年度以降に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

	改 定 前	改 定 後
職 員	0. 8月 (6月期) 0. 9月 (12月期)	0. 85月
再任用職員	0. 375月 (6月期) 0. 425月 (12月期)	0. 4月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2 (2) は、平成29年4月1日

(2) 経過措置

ア 2 (1) は平成28年4月1日から適用する。

イ 2 (1) を適用する場合においては、2 (1) による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、2 (1) による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

ウ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、2 (2) アの規定による扶養手当の額を、配偶者10,000円、子8,000円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、父母等6,500円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円) とする。

議案第90号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正 (第1条)

町長及び副町長に支給される平成28年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2. 175月	2. 275月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正 (第2条)

町長及び副町長に支給される平成29年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2. 025月	2. 075月
12月期	2. 275月	2. 225月

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条)

教育長に支給される平成28年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2. 175月	2. 275月

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第4条)

教育長に支給される平成29年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2. 025月	2. 075月
12月期	2. 275月	2. 225月

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (第5条)

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成28年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.175月	2.275月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成29年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.025月	2.075月
12月期	2.275月	2.225月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)、(4)及び(6)は、平成29年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)、(3)及び(5)は、平成28年12月1日から適用する。

イ 2(1)、(3)又は(5)を適用する場合には、2(1)による改正前の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ2(1)による改正後の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第91号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の介護休暇を請求できる期間を分割できることとし、及び介護時間を新設するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 介護休暇を請求できる期間の分割（第15条関係）

現行制度上、介護休暇を請求できる期間については、一の要介護状態ごとに連続する6月の期間内とされているが、これを3回まで分割できるようにするもの

現行	改正後
一の要介護状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間	一の要介護状態ごとに、3回以下、かつ、合計6月以下の期間内で指定する期間

(2) 介護時間の新設（第11条、第15条の2及び第17条関係）

日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないこと（介護時間（無給））を承認する仕組みを新設

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成29年1月1日

議案第92号

財産の取得について

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 物品 |
| 2 | 財産の内容 | 庁内ネットワーク強靱化対策設備 一式 |
| 3 | 取得金額 | 14,634,583円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2
株式会社富士通エフサス
代表取締役 高萩 弘
代理人 関越支社長 守屋 英貴 |

議案第93号

指定管理者の指定について

- 1 趣旨
松伏町児童館の管理に関し、指定管理者を指定するもの
- 2 内容
 - (1) 公の施設の名称
松伏町児童館
 - (2) 指定管理者として指定するもの
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太郎
 - (3) 指定の期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
※運営方法を再検討するため、期間を1年間とするもの

議案第94号

町道の路線廃止について

廃止内容

- 町道741号線
松伏町大字大川戸字砂田631番地先（起点）から
大字大川戸字砂田613番地先（終点）まで
幅員 3.30m 延長 181.72m
- 町道743号線
松伏町大字大川戸字砂田613番地先（起点）から
大字大川戸字砂田614番地先（終点）まで
幅員 3.30m 延長 49.79m

議案第95号

町道の路線の一部廃止について

廃止内容

- 町道740号線
松伏町大字大川戸字砂田631番地先（起点）から
大字大川戸字砂田614番地先（終点）まで
幅員 3.30m 延長 179.03m
- 町道744号線
松伏町大字大川戸字砂田570番2地先（起点）から
大字大川戸字砂田563番1地先（終点）まで

幅員 3.30m 延長 137.04m

議案第96号

平成28年度松伏町一般会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	8,426,345千円
2 補正予算額	192,107千円
3 合計	8,618,452千円

議案第97号

平成28年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	4,364,399千円
2 補正予算額	△12,762千円
3 合計	4,351,637千円

議案第98号

平成28年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	577,254千円
2 補正予算額	△1,211千円
3 合計	576,043千円

議案第99号

平成28年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	1,853,550千円
2 補正予算額	155千円
3 合計	1,853,705千円

議案第100号

平成28年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	270,576千円
2 補正予算額	△456千円
3 合計	270,120千円